



平成 22 年 2 月 17 日

各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 5 番 5 号  
株式会社 チップワンストップ  
代表取締役社長 高乗 正行  
(コード番号：3343 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役経営管理部長 梅木 哲也  
(Tel 045-470-8750)

### 取締役に対するストック・オプションの発行に関するお知らせ

当社は、平成22年2月17日開催の取締役会において、当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の発行にかかる報酬額及び内容決定に関する件並びに会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、同新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件につきご承認を求める議案を、平成22年3月26日開催予定の当社第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

当社は平成 16 年 6 月 30 日開催の臨時株主総会および平成 20 年 3 月 28 日開催の第 7 回定時株主総会において、取締役の報酬額のうち、金銭報酬部分を年額 1 億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）ならびに非金銭報酬部分を年額 5 千万円（うち社外取締役については年額 1 千万円以内、なお使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）の範囲とする旨ご承認いただいております。この度、第 9 回定時株主総会におきまして、非金銭報酬部分につき当社取締役に対する報酬として年額 5 千万円（うち社外取締役については年額 1 千万円以内、なお使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権 1 個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の取締役は 4 名（うち社外取締役 1 名）であります。平成 22 年 3 月 26 日開催予定の当社第 9 回定時株主総会に付議予定の取締役選任の件が決議されますと、取締役は 4 名（うち社外取締役 1 名）となります。

#### 1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

取締役の業績向上に対する意欲と意識を一層高めることを目的として、新株予約権を発行するものであります。また、本新株予約権の行使により取得された株式は、長期保有を前提としており、本新株予約権の付与および行使は、取締役の持株取得を進め、株主の皆様との利益意識の共有化による中長期的な株主価値の向上に資すると考えております。

## 2. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 1,200 株を当該決議の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行う。

### (2) 新株予約権の数

1,200 個を当該決議の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は 1 株とする。（ただし(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う）

### (3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値あるいは割当日の終値のいずれか高いほうとし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または、自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日を始期としてその後6ヶ月間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定められたものをいう。）の取締役の地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。
- ③ 本新株予約権は、割り当てられる新株予約権の個数の一部または全部につき、これを行って行使することが出来るものとする。各新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が整数となる場合に限り、これを行うことが出来る。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとに企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション算定モデルを用いて算出される新株予約権1個あたりの公正価額に割り当てる新株予約権の個数を乗じたものとする。

(10) 新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、株式移転の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認の議案もしくは新設分割契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は、取締役会の承認がなされた場合）、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が別途締結する新株予約権割当契約書に定める事由に該当した場合、取締役会の決議により別途定める日において、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。
- ③ 当社は、取締役会の決議に基づき、取締役会の決議により別途定める日において、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

(11) 組織再編行為時の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨およびその比率を吸収合併契約、新設合併計画、吸収分割契約、株式交換契約および株式移転計画に定めた場合に限るものとする。

(12) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上